

2024 年度春季 一橋大学サマースクール等留学制度 学生募集要項

社会のグローバル化に伴い、世界の様々な国や地域の人々と相互に理解し、尊重し、協働することがますます求められるようになっていきます。一橋大学では、そのような人材を輩出するための一環として、さまざまな留学プログラムを設定し、意欲ある学生のサポート体制充実を図っています。

一橋大学サマースクール等留学制度は、夏学期及び夏季休業期間等を活用して、海外の大学で2週間～2か月程度開講されるサマースクールに参加し、「英語で専門科目を学ぶ」プログラムですが、コペンハーゲンビジネススクールとの交流協定により、2022 年度より春季においても実施しています。

本留学制度は海外語学研修と海外派遣留学との中間に位置付けられ、留学を希望する学生を下記により募集しますので、希望者はこの募集要項をよく読み、応募してください。

記

1. 応募資格

次の条件を全て満たしている者。以下の応募資格をすべて満たしていない場合、応募を受け付けない。

- (1) 2024 年 4 月 1 日時点において学部 1 年次～3 年次の正規課程に在籍している者。
4 年次の学生は学位授与式があるため対象外。
- (2) 派遣先大学が定める要件を満たしている者。
ーTOEFL-iBT 79 点または IELTS 6.0 以上（スコアは 2 年以内に取得したもの）
※1・2 年次においては、学内応募時点では本学が実施した TOEFL-ITP のスコア 587 点以上でも可とする。ただし、11 月 15 日（金）までに派遣先大学が定める英語要件のスコアを取得すること。
- (3) 高い意識を持って、派遣先大学で専門教育科目の単位修得を目指す者。
- (4) 本学指定の日時に開催されるオリエンテーション等へ出席ができる者。
- (5) 原則として本学主催の 2024 年度健康診断を受診、もしくは外部医療機関における健康診断を受診の結果、心身ともに海外生活をするうえで問題がないと判断された者、かつ自らの責任で健康管理が行える者（持病やアレルギー等を有する者は、かかりつけの医師等の了解を得ていること。）
- (6) 海外留学期間中の不慮の事故等に備え、本学の指定する基準以上の海外旅行傷害保険に加入する者。
- (7) 本学が定める海外危機管理サービスに加入する者。
- (8) 留学先国における日常的なリスクに対応するために、現地で利用可能な携帯電話を確保でき、本学にその番号を届け出ること同意する者。
- (9) 派遣先国・大学が求める場合、必要なワクチン接種証明書等を提出できる者。

2. 派遣先大学及び派遣期間（予定）

- (1) 派遣先大学：COPENHAGEN BUSINESS SCHOOL
履修科目は Doing Business in Europe
- (2) 派遣期間：2025 年 1 月 28 日（火）～3 月 28 日（金）
2025 年 3 月下旬～4 月上旬 オンライン試験（日本国内にて受験可）

※以上は暫定スケジュール。最終的な日程は CBS からの連絡待ち。

(3) 渡航期間 : 原則として、留学許可が下りてから渡航。本学の春学期授業開始までに帰国。

3. 所要経費等

- (1) 授業料、宿泊費等:「サマースクール等留学制度 2024 春季派遣先大学 プログラム概要」を参照のこと。
- (2) 渡航費用等
- (3) 現地での生計費・交通費等
- (4) その他の費用: 以下に示す①～③の項目については、本学の定める海外渡航の条件として、必ず加入手続きを行うこと。加入手続きを行わない場合、本留学制度への参加を認めないことがある。また、④については旅行会社や航空会社の定める費用を支払うこと。

① 海外旅行傷害保険料

※本学の指定する最低限基準（傷害死亡・傷害後遺障害・疾病死亡は参考基準。治療・救援費用・賠償責任は必須基準。）

傷害死亡	3,000 万円	傷害後遺障害	3,000 万円
疾病死亡	1,000 万円	治療・救援費用	1 億円
個人賠償責任	1 億円		

- ② 海外で利用可能な携帯電話のレンタル料または回線開設費用並びに本人が使用した通話料等。
- ③ 本学が定める海外危機管理サービス料（派遣期間により約 6,000~12,000 円が別途必要となる）
- ④ 車いす等を必要とする参加学生に係る特別なサポートに起因する支出

4. 奨学金支援

本学では、サマースクール等留学制度の参加学生に対して、参加学生の経済的負担を軽減することを目的として、各種奨学金制度を設けている。

サマースクール等留学制度への参加を予定している学生は、以下に定める奨学金種別に応じて、各奨学金に申請することができる。支援を希望する学生は、それぞれの支援内容等を十分に確認の上、所定の手続きにしたがって申請を行うこと。

(1) 各種奨学金制度

1) 一橋大学基金サマースクール奨学金

対象者: 本サマースクール等留学制度の参加者全員

(※ただし、休学して本プログラムに参加する者を除く)

申請方法・支援内容等:

- ・本奨学金の受給を希望する者は、応募に際して、本奨学金支援希望欄にチェック☑の上、申請すること。
- ・派遣先大学に応じて、プログラム参加費用の約 20%の額を渡航費等として支援する。

※プログラム参加費用とは、出願費、入学料・授業料、宿泊費（私的な滞在の分を除く）、航空運賃、空港諸税、空港施設使用料、燃油サーチャージ、航空保険料、空港・市内間移動交通費、通学費、査証料等をいう。海外旅行傷害保険料、携帯電話・Wi-Fi レンタル料等は、これに含まない。

2) 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）

対象者：本サマースクール等留学制度参加者のうち、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

※派遣期間が 31 日以上に限る。

申請方法・支援内容等：

- ・本奨学金の受給を希望する者は、応募に際して、本奨学金支援希望欄にチェック☑の上、申請すること。
- ・本奨学金は、本制度の参加学生であり、かつ経済的理由により自費のみでの当該制度への参加が困難と認められた者のうち、予算の範囲内で、学業成績等の上位者から優先的に支給する。全員が受給できるとは限らない。
- ・派遣先地域・都市、および現地プログラム参加期間に応じた奨学金額を、一橋大学基金サマースクール奨学金に加えて支給する。詳細は後掲の別表 1 を参照のこと。
- ・本奨学金受給者は、JASSO が別に指定する留学報告書を提出しなければならない。

※日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）に関する詳細は、以下を参照すること。

「海外留学支援制度（協定派遣）」

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

（２）注意事項

- ① これらの奨学金の支給時期は原則として留学開始後を予定していることから、プログラム参加にかかる費用の留学開始前の支払いについては支障のないよう準備をすること。
- ② これらの奨学金の額を超えて必要とする金額については、自己責任において支弁すること。
- ③ 次の各号に該当すると認められた場合には、奨学金の支給を中止または返還を命ずることがある。
本学より奨学金の返還命令を受けた者は、遅滞なく本学へ奨学金を戻入すること。
 - 一、休学、退学または除籍になったとき
 - 二、留学を取りやめたとき。または本学より留学の中止・帰国命令を受けたとき
 - 三、学業成績または素行が不良と認められたとき
 - 四、留学中の行為により、停学、その他の処分を受けたとき
 - 五、その他、本学が定めるアンケート・報告書の提出がなされない場合等、「サマースクール等留学制度に関する誓約書」及び「飲酒及び薬物に関する誓約書」の事項に違反する場合や、申請書類等の記載事項に虚偽が発見された場合等、奨学生として適当でない事実があったとき。
- ④ 他団体等から奨学金を受給している場合は、当該奨学金支給団体に、これらの奨学金との併給が許可されていることを確認すること。
- ⑤ これらの奨学金の支援に加えて、学内外の他の奨学金プログラムから支援を受け、かつ支援内容が重複する場合には、必要に応じて、奨学金支給額を調整することがある。

5. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間：2024 年 9 月 27 日（金）10：00 ～ 2024 年 10 月 25 日（金）17：00

(2) 応募方法：希望派遣先への出願可否について、教務課留学支援係（短期留学担当）が応募書類に基づいて審査を行う。応募者は以下の①と②の両方を、上記期間内に行うこと。

① manaba による申請

manaba コース一覧より、「2024 春季サマースクール等留学制度 応募」を選び、アンケートタブに掲載されている「応募申請書」フォームに必要な事項をもれなく入力、提出する。その際、manaba 応募ページ コンテンツ欄に掲出されている「個人情報収集同意書」の内容を確認し、「同意の上で申し込む」にチェック☑すること。「同意」の意思がない場合は応募を認めない。

② 応募書類（紙媒体）提出

以下の応募書類を、教務課留学支援係（短期留学担当）に提出すること。郵送の場合は、10月25日（金）必着とする。

応募書類		摘 要
1	語学能力を証明する書類	・語学要件：TOEFL-iBT 79点またはIELTS 6.0以上 ・原則として2024年10月25日から遡って2年以内に取得したスコア証明書のコピー1通を提出すること。
2	成績証明書（和文）	・入学以降の成績証明書（2024年度夏学期までの成績を含む）を西本館1階エントランスにある証明書自動発行機で発行し、提出すること。
3	一橋大学サマースクール等留学制度に関する誓約書	所定様式（manabaよりダウンロード可）
4	飲酒及び薬物に関する誓約書	
5	提出書類等チェックリスト	

【提出先】 〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

国立大学法人一橋大学 学務部 教務課留学支援係（短期留学担当）

※郵送の場合、封筒おもて面左下に「サマースクール等留学制度 出願書類在中」と朱書きすること。

③応募定員：6名。定員を超える場合は成績による選考を行う。

6. 結果発表と派遣先大学への出願

(1) 結果発表：2024年10月29日（火）11時00分（予定）

manaba上に、派遣先大学名と学籍番号を掲載する。

(2) 希望派遣先大学への出願（アプリケーション）：書類提出期限 11月20日（水）

上記(1)の結果発表を受けて、応募者各自が出願書類を期限まで派遣先大学に提出すること。

※詳細は11月に開催する採用者オリエンテーションにて説明の予定。その後、派遣先大学から入学許可が各応募者に届いていることを確認のうえ、応募者各自が航空券及び滞在先宿舍の手配等をすみやかに開始し、完了すること。

7. 単位互換について

(1) 派遣留学生の身分を持ち、海外の大学で修得した授業科目については、単位互換申請を行うことができる。単位互換を希望する学生は、出発前に予め教務課留学支援係（短期留学担当）に必要な書類を確認しておくこと。また、派遣先大学での在籍期間終了後は、派遣先大学のアカウントは使用できなくなるため、単位互換申請にあたり必要となるシラバス・時間割・学年暦等は、必ず派遣先での在籍期間中に入手・保管しておくこと。

(2) 単位互換の申請にあたっては「単位互換願」、「単位互換認定願 別紙2」及び「単位互換認定願 別紙

1」(ともに様式は manaba よりダウンロード可)を作成のうえ、必要書類を添付して教務課留学支援係(短期留学担当)に提出すること。なお、単位互換手続きは、他の帰国後手続きを済ませてから行うこと。

(3) 単位互換申請から単位認定まで、通常少なくとも3か月程度を要することに留意すること。

(4) Doing Business in Europe の単位数は 7.5ECTS=6 単位となります。

8. 注意事項

(1) 本留学制度に採用された者は学修に専念すること。

(2) 本学の諸規則等を遵守し、以下の義務を履行すること。

① 本留学制度を利用して留学している期間中、参加学生は「派遣留学生」身分として本学に在籍しているため、本学の授業料も納付しなければならない。なお、休学したうえで、サマースクール等留学制度の利用を希望する場合は、本留学制度で設けている奨学金支援及び単位互換の対象外とする。

② 派遣留学期間中は、学部履修規則第13条第1項に規定する主ゼミナールおよび別に定める場合を除き、本学の授業科目を履修することはできない。

③ 本学指定の日時に開講される、渡航・留学ビザ等の事務手続き及び危機管理に関するオリエンテーションに出席(またはオンラインの場合は聴講)しなければならない。オリエンテーションの日程は追って発表する。

④ 本学主催の2024年度健康診断を受診していなければならない。やむを得ない事情により大学の健康診断を受診していない場合は、すみやかに外部医療機関で健康診断を受診し、その結果を教務課留学支援係(短期留学担当)に報告すること。なお、外部医療機関における健康診断には別途費用が生じるが、当該費用は受診する学生の自己負担となる。

⑤ 本学の定める報告書類等を提出しなければならない。

⑥ 制度の改善に向けたアンケート調査に協力しなければならない。

⑦ 本プログラム参加にあたり、緊急時の連絡先となることも考慮し、家族等へ周知しておくこと。

(3) 派遣先大学が必要とする各種手続き、査証申請等の渡航のために必要な手続き及び本学所定の手続き等については、本人の責任により行うこと。

(4) 派遣決定の通知を受けた後の参加取りやめは、本学と派遣先教育機関との良好な関係性を保ち、参加を希望する他の学生の機会損失を最小限にする等の理由から、原則として認めない。家庭の経済事情の急変など、やむを得ない理由により取り止める場合でも、プログラム参加費用のキャンセル料が発生した場合は、派遣先大学及び手配先機関(運輸・宿泊等)が定める規定のキャンセル料(手数料を含む)を支払うこと。

(5) 派遣先国・地域の法令及び派遣先大学の規則を遵守すること。ただし、飲酒・喫煙・賭博行為(カジノ等)については、派遣先国・地域の制限年齢が日本より低い場合は日本の規則を、日本より高い場合は派遣先国・地域の規則を遵守すること。

(6) 大麻等の薬物所持・譲受・売買等は派遣先国・地域の法令上合法であったとしても、日本の法令では違法となり、処罰の対象となる。

(7) 本学は、以下の①または②のいずれかに該当する場合には、留学を中止させ、自己負担により帰国を命じることがある。

① 天災地変、暴動の発生等、留学先の環境が著しく悪化し、本学が、留学期間の満了を待たずに帰国することが妥当であると判断した場合

② 滞在中に、本学もしくは派遣先大学から本プログラムの参加者として不適格と判断された場合

(8) 本学は、参加学生が前項による帰国命令を受けた場合、自己都合により留学期間の満了を待たずに帰国する場合、及び本学が定めた報告書、アンケート等の提出がなされない場合、奨学金支給の取消し、または既に支給した奨学金の全部もしくは一部の返還を命じることがある。

(9) 本学は、参加学生が被った人的もしくは物的損害、または参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の①～⑥のいずれかにあたる場合は、その賠償責任を負わない。

- ① 天災地変、火災、政府・官公署や公共団体の命令・指示、戦争、暴動、テロ、ストライキ、ハイジャック、航空機事故、交通事故、海難、犯罪、盗難、感染症流行、隔離、税関規則、運輸機関等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
- ② 参加学生による法令または公序良俗に反する行為により生じた損害
- ③ 参加学生による故意または過失により生じた損害
- ④ 本制度の趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害
- ⑤ 派遣先大学が提供する所定のカリキュラム以外の行為により生じた損害
- ⑥ 参加学生の個人的問題から生じた損害

9. 実施可否の判断基準について

2024年10月29日（火）時点において、派遣先国の所在地域における外務省発出の治安にかかわる「危険情報」ならびに「感染症危険情報」のレベルにより、以下の要件をすべて満たすことを条件として、渡航を可能とする。

●「危険情報」の危険レベルが1以下であること。

●「感染症危険情報」

- (1) 派遣先の国・地域の「感染症危険情報」の危険レベルが2以下であること。
- (2) 危険レベルが2の場合、感染症危険情報が発出された原因となるウイルスのワクチン接種が完了していること。
- (3) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること。
- (4) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること
- (5) 派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと。
- (6) 本学が実施する危機管理オリエンテーションに参加した上で、学生及び家族等が渡航先の国・地域における安全や感染症等危機のリスクを理解し、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること。
- (7) 本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること。

【渡航・留学中止の判断基準】

派遣実施の判断日以降に「危険レベル」および「感染症危険レベル」が引き上げられ、渡航を可能とする条件を満たさなくなった場合および早期の退避が外務省から勧告された場合等においては、渡航・留学を中止し、帰国の指示を出すものとする。

なお、派遣実施の判断日以降に、本学の指示により出発前に渡航を中止する場合、又は留学を中断して帰国する場合に発生する費用について以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 派遣実施の判断日以降に、本学の指示により渡航を中止する場合

現地大学の授業料、宿泊費、査証料については、中止または中断の判断の時期や事由、相手先大学の方針などにより異なることから、ケースバイケースで算出せざるを得ないが、取消に関わる諸費用は参加者負担を原則とする。

- (2) 渡航後に、本学の指示により留学を中断して帰国する場合

上記において渡航の条件としている「学生及び家族等の判断と責任で渡航すること」には、留学が突然中止になった場合に発生する金銭的負担を学生及び家族等が引き受けることを含んでいることから、追加の費用については参加者負担とし、一橋大学基金奨学金の適用対象外とする。

10. 問い合わせ先

教務課留学支援係（短期留学担当）（西本館1階） e-mail: g-skills.g@ad.hit-u.ac.jp

※メールで問い合わせの際は、必ず本文に「学籍番号と名前」を記入すること。

【留意事項】

本募集要項は2024年9月26日現在の状況に基づき作成されており、新型コロナウイルスやその他の感染症、治安の状況による条件の変更、派遣の中止またはオンライン開講となる場合もあります。その際はmanabaにて改めて発表をするので留意のこと。

出発までのスケジュール

日程	行事	
2024年9月27日～	募集説明会(オンライン・オンデマンド)	
2024年9月27日(金)10時	応募受付開始 (manaba 及び応募書類提出)	
2024年10月25日(金)17時	応募受付締切	
2024年10月29日(火)11時	実施可否決定・結果発表(採用内定) (manaba)	
2024年11月1日(金)	コペンハーゲン経済大学への教務課による採用内定者の推薦(Nomination)	
2024年11月20日(水)	コペンハーゲン経済大学への各応募者による出願書類提出(Application)	
11月6日(水) 11月7日(木)	採用者オリエンテーション(いずれかの日に参加必須; 都合が悪い場合には事前に相談すること)	奨学金申請、航空券購入等の出発前から留学中、帰国後に至るまでの一連の手続きについて説明
11月中	危機管理オリエンテーション(オンライン・オンデマンド)	受講必須
2025年1月	出発前オリエンテーション	必要に応じて実施
2025年1月下旬～	各自、出発	

派遣先大学のウェブサイト

※応募する場合は、各応募者において最新情報の入手に努めること。

派遣先大学名／プログラム名／URL

コペンハーゲン経済大学 Doing Business in Europe
Copenhagen Business School
[Doing Business in Europe \(2024/2025\) \(cbs.dk\)](https://cbs.dk/Doing-Business-in-Europe-2024/2025/)

日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の2024年度支給額

別表1

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額： 100,000円 ※※	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン D.C.	乙地方 奨学金額： 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク ブラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額： 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン バンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルク フランクフルト ブリュッセル ホノルル ボストン マドリード モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額： 60,000円	・アジア (インドシナ半島*、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ *インドシナ半島：シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

※※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご注意ください。